○環境省告示第百五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十一月二十六日

環境大臣　石原　伸晃

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　神戸環境クリエート株式会社

ロ　住所　兵庫県神戸市長田区苅藻島町一丁目一番二十八号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　山本　宏光

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

兵庫県神戸市長田区苅藻島町一丁目一番六十

六　無害化処理の用に供する施設の種類

三　廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(5)　金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

五　申請年月日

平成二十五年十一月一日

六　縦覧場所

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課並びに兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課並びに神戸市環境局事業系廃棄物対策室、兵庫区役所まちづくり推進部まちづくり課及び長田区役所まちづくり推進部まちづくり課

○環境省告示第百六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第四十条の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関から土壌汚染状況調査等の業務の廃止の届出があったので、同法第四十三条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月二十六日

環境大臣　石原　伸晃

氏名又は名称	住所
西日本技術開発株式会社	福岡県福岡市中央区渡辺通一丁目一番一号
ＭＨＩソリューションテクノロジーズ株式会社	広島県広島市西区観音新町一丁目二十―二十四
トキコテクノ株式会社	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央三―九―二十七

○中国地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十六日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九　号　鳥取県東伯郡琴浦町大字梅田字中峯三四三番一から同県西伯郡大山町八重字萱尾七八一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十一月二十六日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　登録番号

九州地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	永田　正人
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十五年十月二十四日

○北海道地方環境事務所告示第五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づき、同法第四条第二項に規定する指定調査機関として次の者を指定したので、同法第四十三条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月二十六日

北海道地方環境事務所長　出江　俊夫

氏名又は名称	住所
株式会社環境科学研究所	北海道函館市西桔梗町二十八番地の一